

利益相反管理方針

CITIC証券株式会社

CITIC証券株式会社（以下「当社」といいます。）及び当社親会社等を含む企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、以下のように利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客様の利益を不当に害することがないように、万全を尽くしてまいります。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社の親金融機関等が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）をいいます。

利益相反は、①当社及び/又は当社の親金融機関等とお客様の間、又は②当社及び/又は当社の親金融機関等のお客様と他のお客様との間等で生じる可能性があります。

(2) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

- お客様から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合。
- 当社がグループ内の金融機関に注文を出す場合、或いは同金融機関から注文を受ける場合等、当社グループ内において取引の内部化が行われる場合（定例的な取引で、通常の市場価格のレベルで行われるものを除きます）。
- 当社又は当社関係者の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社は、金融商品取引法に基づき、当社に加え、サンライズキャピタル株式会社、CITIC CLSA Capital Partners Investment Japan株式会社等が関わる取引を利益相反管理の対象とします。また、CLSA リミテッドその他の海外の関係会社が行う取引についても、利益相反管理の対象とします。

3. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該お客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社の親金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

4. 継続的改善

当社は、定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を営業部員から受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

お客様の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当該業務担当部署に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。

当社の役職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理について研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について役職員に周知徹底いたします。

以上